

答申第202号
令和元年6月27日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成30年12月25日付神行総総第1991号により諮問のありました下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

「特定法人の名刺」の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する審査請求
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、公文書を保有していないことにより非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「公園部管理課は、本年1月上旬に、〇〇公園内の「□□」のマネージャーと称する人物と面会し、駐車している車輛のことで聴きとりをしたと詞って（原文ママ）いる。その際、相手方から名刺を受けとったそうだが、その名刺の公開を求める。仮に、氏名は個人情報なので公開できないとの判断があるとしても、氏名のみマスキングしたものは公開の対象であると請求者は考える。」

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、対象となる名刺（以下「本件名刺」という。）は公文書には該当しないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し請求人は、本件名刺は組織として取得した公文書としか考えられず、処分庁が本件決定通知に記載した公文書を保有していない理由には正当性・妥当性がないとして、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成30年10月29日受付の審査請求書、12月13日受付の反論書、平成31年3月11日の審査会における口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件請求を行う以前に、請求人が行った別の公開請求に対して、「一般社団法人□□様」宛の公文書が公開された。この公開の席で、請求人は「一般社団法人□□」という法人名は正確ではなく、法務局の登記は「□・□」であるから、別の法人とも解釈できる。なぜこのような初歩的な手違いが起こったのかと問い質したところ、その場にいた処分庁の職員は「面会した同法人の代表格の人物から取得した名刺にそのような記載があったのでそのまま使用した」との滑稽な返答をした。

処分庁が面会したと主張する同法人の相手方は、同法人のマネージャーという説明であったが、法人の正式な名称すら名刺に記載していない人物を、当該法人を代表する人物と処分庁はいかなる方法で確認したのか。公文書を作成するにあたり、組織的に取得したはずの文書つまり名刺がたまたま1人の職員が保管していたという理由により、公文書ではないと言い張る根拠や理由は存在しない。

(2) 行政文書を作成するときに参考とした資料つまり名刺は、組織として取得した公

文書としか考えられない。処分庁はごていねいにも法人名を誤記載された名刺を見ても、それが信じるにたるものと認めたらしいが愚鈍さにほどがある。処分庁が面会を求めて登場したマネージャーと称する人物が、いかなる方法でその法人の代表者または代理人と認定したのか。

- (3) 取得した名刺は職員個人の管理下にあるので公文書に該当しないという言い訳は成り立たない。職員個人の机のなかにあろうが、公文書の綴りにあろうが関係がない。また、処分庁は当該名刺を、将来的において「組織的に用いるもの」と予定されておらず、と決めつけ、公文書には該当しない、としているが、これから開催されるであろう神戸市行政不服審査会や、処分庁を被告として提訴もできるわけだから、その答弁書に添える証拠として保存すべきであろう。したがって、処分庁の判断は誤りばかりである。
- (4) 処分庁は取得した時点では公文書として扱いながらも、かつ、その名刺に基づき相手方への通知文を作成する資料としたと認めながらも、弁明書において「公文書ではない」と主張しているが、それでは、どの時点で公文書ではなくなったのかの説明がまったく述べられていない。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成30年11月21日及び平成31年1月15日受付の弁明書、平成31年2月21日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 条例第2条第1項によれば、公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義される。

請求された名刺は、確かに職員が職務上取得した文書であるが、当該職員が自己の執務の便宜のため個人の名刺入れに保管しておいたものである。したがって、請求された名刺は共有されておらず、他の職員が職務上利用することもないため「組織的に用いるもの」として予定されておらず、公文書には該当しないことから非公開とした。

- (2) 請求人は、「処分庁は取得した時点では公文書として扱いながらも」と述べるが、この点については否認する。請求された名刺は、取得後は職員が個人の名刺入れに保管しておいたものであり、共有されておらず、処分庁において公文書として扱った事実はない。

5 審査会の判断

(1) 争点について

処分庁が、本件名刺は公文書には該当しないとして、公文書を保有していないこ

とによる非公開決定を行ったことに対し、請求人は、本件名刺は公文書であると判断しており、処分庁が示した公文書を保有していない理由には正当性・妥当性がないため、本件決定は取り消されるべきであると主張する。

したがって、本件における争点は、本件名刺が条例で規定される公文書に該当するか否かである。

以下、検討する。

(2) 本件名刺の取得及び保有の状況

当審査会において、処分庁に対する事情聴取を行ったところ、本件名刺の取得及び保有の状況について次のとおり説明があった。

ア 本件名刺は、処分庁の職員が一般社団法人（以下「当該法人」という。）に対する聞き取り調査を行った際、当該法人のマネージャーから受けとった名刺であり、取得後、処分庁において供覧や決裁文書への添付等を行っていない。本件名刺は取得した職員が自己の執務の便宜のため個人の名刺入れに保管しており、他の職員との共有もしくは他の職員が利用する状態にはなかった。

イ 請求人の主張するとおり、たしかに当該法人宛に依頼文書を発出する際に本件名刺を参照した事実はあるものの、本件名刺を基に文書を作成したわけではなく、本件名刺を保有していた職員個人が、記載が間違っていないかの確認のために参照しただけである。

ウ 職務上取得した名刺の取扱いに関し、処分庁において明確な基準等は存在しない。名刺の取得に係る事情によっては、決裁文書に添付する、写しを取って共有ファイルに保存する等により組織共用する場合もあるが、個人の名刺入れに保管し、用途を終えた後は適宜廃棄する等、個人の管理に留まる場合も多い。本件名刺については后者の取扱いであった。

(3) 本件名刺の公文書性

条例第2条第1号では、公文書の定義を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定している。ここでいう「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、当該文書が作成又は取得に関与した職員個人の管理に留まるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態のものをいうと解されている。

本件名刺の公文書性につき、事実関係を上記規定に従って検討すると、本件名刺は、処分庁が公園施設の管理に係る聞き取り調査の際に相手方から受け取ったものであり、職務上取得した文書に該当するものといえる。しかしながら、取得後の取扱いとして、本件名刺は組織内で供覧等により他の職員と共有されることはなく、受け取った職員個人の名刺入れに保管された状態であったというのであるから、本件名刺は取得した職員個人の管理に留まるといえ、処分庁において業務上必要なも

のとして利用・保存されている状態にあったとは認められない。

請求人は、行政文書を作成するときに参考とした資料である本件名刺は組織として取得した公文書としか考えられないと主張するが、公文書に該当するか否かは当該名刺の取得に係る事情及び利用・保存の状態によるのであって、本件名刺を組織共用性の観点からみると、他の職員が利用する状況にはなかったというのであるから、公文書の作成時に職員個人が確認のために参照した事実のみをもって「組織的に用いるもの」となり、公文書性を有することとならないといえない。

したがって、本件名刺は、現に組織としての共用文書の実質を備えた状態になく公文書性を認めることはできないため、処分庁が本件名刺は公文書に該当しないと行って行った公文書を保有していないことによる非公開決定は、妥当である。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

| 年 月 日 | 審査会 | 経 過 |
|-------------|----------|-----------------------------|
| 平成30年10月29日 | — | * 審査請求人から審査請求書を受理 |
| 平成30年11月21日 | — | * 処分庁から弁明書を受理 |
| 平成30年12月13日 | — | * 審査請求人から反論書を受理 |
| 平成30年12月25日 | — | * 諮問書を受理 |
| 平成31年1月15日 | — | * 処分庁から弁明書を受理 |
| 平成31年2月21日 | 第321回審査会 | * 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議 |
| 平成31年3月11日 | 第322回審査会 | * 審査請求人から意見陳述 * 審議 |
| 平成31年4月26日 | 第323回審査会 | * 審議 |
| 令和元年5月31日 | 第324回審査会 | * 審議 |